

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 琵琶湖保全再生等推進費
- 琵琶湖環境科学研究センター
国立環境研究所琵琶湖分室
- 特定外来生物オオバナミズキンバイについて
- カワウ対策について

環 境 省

琵琶湖保全再生等推進費

平成29年度予算額
30百万円（新規）

背景・目的

琵琶湖では、これまでの水質保全対策によって、湖への流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準であるCODの高止まり、アオコの発生、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少等といった問題が依然として発生している。

また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が平成27年9月に公布、施行され、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることが求められている。

このため、主務大臣が策定する琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(28年4月21日策定)、滋賀県が策定する琵琶湖保全再生計画等を勘案しつつ、総合的かつ効果的に関連施策を推進することにより、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生を図る。

事業概要

水質だけでなく生態系を含めた現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。

- (1) 水質及び生態系に関する現状把握
- (2) 水質及び生態系モデルによる影響要因や影響度の分析・評価
- (3) 環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証
- (4) 効果的な湖辺の環境修復対策等の検討
- (5) 適切な管理のあり方の検討に資する成果の取りまとめ

事業スキーム

- ・琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査（請負）
- ・環境修復実証事業（地方公共団体委託）

期待される効果

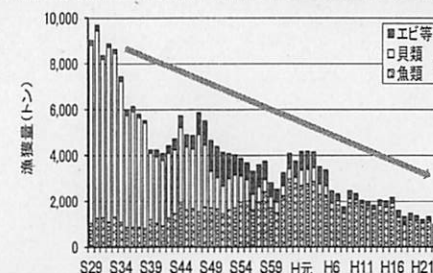
- ・琵琶湖の水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生の推進。
- ・琵琶湖における施策の成果を発信することにより、全国湖沼の保全及び再生に寄与。

事業目的・概要等

現状と課題

琵琶湖では以下の課題がある

- ・流入負荷量は減少傾向にあるものの、CODは高止まり
- ・アオコの発生
- ・水草の大量繁茂
- ・在来魚介類の減少（右図）



事業内容

水質及び生態系に関する現状、モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業による効果検証等により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う

○琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査

- ・水質及び生態系に関する現状把握
- ・水質及び生態系モデルによる影響要因と影響度の分析・評価
- ・効果的な湖辺の環境修復対策等の検討 など

○環境修復実証事業

- ・環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証

【施策の方向性（想定例）】



連携

※その他琵琶湖に関連する施策
水質の汚濁の防止及び改善のための調査研究(継続)等

琵琶湖の健全で恵み豊かな湖沼の保全及び再生の実現

■ 琵琶湖環境科学研究センター 国立環境研究所琵琶湖分室

琵琶湖環境科学研究センターについて

- 琵琶湖研究所と衛生環境センターの環境部門を統合し、平成17年6月に開所。
- 平成26年4月には、森林センターの試験研究部門が移管され現在の体制になった。
- センターは、総合解析部門、環境監視部門、管理部で構成。
- 琵琶湖環境の継続的なモニタリングと評価分析を行うとともに、政策課題の解決を目指す試験研究機関として、行政への政策提言を行ってきている。

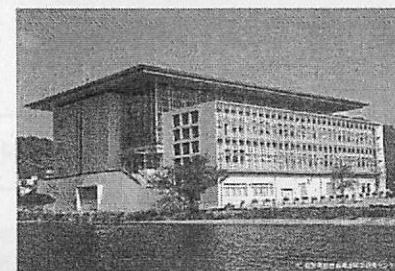
【琵琶湖環境科学研究センターの職員数】

センター長 1名

副センター長 1名

総合解析部門16名 環境監視部門21名 管理部 7名

合計 46名



国立環境研究所琵琶湖分室の設置について

【設置の経過】

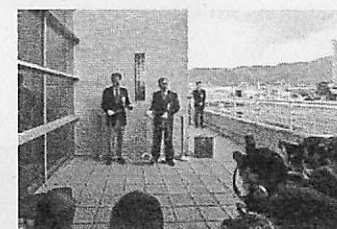
平成28年3月22日 「政府関係機関移転基本方針」により国立環境研究所の一部機能移転の方針決定

平成28年4月28日 環境省、国立環境研究所、滋賀県の3者で、「国立環境研究所琵琶湖分室（仮称）設置準備チーム」を設置

平成29年2月17日 環境省、国立環境研究所、滋賀県の3者で「連携協力に関する基本協定」を締結

平成29年4月1日 「国立環境研究所琵琶湖分室」を琵琶湖環境科学研究センター内に設置

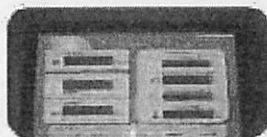
平成29年4月3日 琵琶湖分室開所式を開催



琵琶湖環境科学研究センター(フロア図)



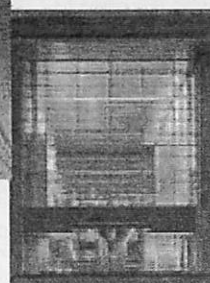
ソーラー設置
(10KW×4基)



石油代替量、森林面積換算量等
表示板

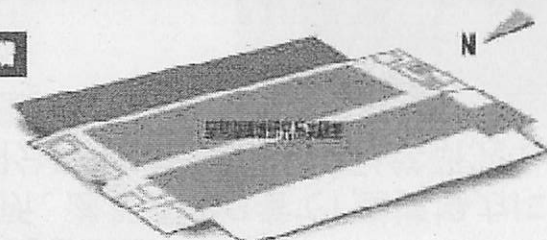


正面玄関



エコホワイエ

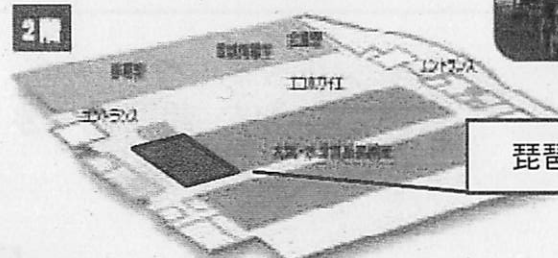
4階



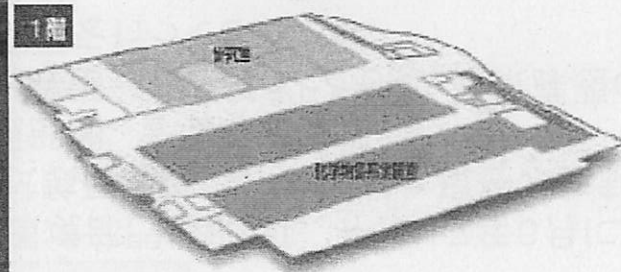
3階



2階



1階



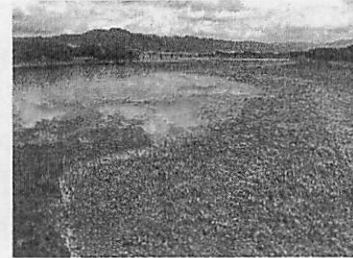
環境情報室

琵琶湖分室

特定外来生物オオバナミズキンバイについて

1. 生態

- 原産地：南アメリカ、北アメリカ南部の水生植物
- 導入経路：野外に定着している個体の定着経路は不明だが、流通・栽培されている。観賞用の水草が流通、栽培されており、その中には本種に類似したものが含まれている。



2. 定着状況

- 確認当初の H21 は生育面積 142 m²だったが、H25 には 65,000 m²まで増加。H26 は防除の効果もあり 46,000 m²に減少したが、その後の駆除済み区域から大規模再生があり、H28 年度末時点で駆除を進めて約 13 万 m²となり、依然として予断を許さない状況。
- 琵琶湖からの唯一の流出河川である瀬田川においても約 5,500 m²にのぼる生育が確認されており、下流域への分布範囲の拡大が懸念される。

3. 生態系への影響

- 水上と水中にマット状に厚く繁茂し、他の植物の生育を阻害する。
- 水中に密生した茎は、魚類の生息環境等を悪化させるおそれがある。

4. 防除体制（平成 29 年度）

○国直轄事業

- 環境省予算：30 百万円

協議会と連携し琵琶湖北湖沿岸（高島市及び長浜市）で防除事業を実施。

○県事業

- 支援事業交付金：15 百万円
 - ・ 滋賀県、関係市等が参画した「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を平成 26 年に設置。
 - ・ 関係機関が連携した計画的防除、防除マニュアル作成、ボランティア団体への用具貸し出し支援や県民への啓発等を実施予定。
- 施設整備交付金：5 百万円
滋賀県による国定公園外での防除等を実施予定

カワウ対策について

【カワウとは】

群れを作り、水辺に近い林をねぐらとし、コロニーを作って繁殖する。また、行動範囲が広く、1日で10-20kmを移動し、季節移動が数百kmに及ぶ場合もある。魚食性。



カワウのねぐらと枯れた木々（写真中央部）

【カワウを巡る状況】

かつては全国的に分布していたと考えられるが、戦後は個体数が急激に減少、昭和45年頃には約3千羽まで減少し、絶滅も危惧されるほどであった。しかし、この20年間に於ける生息環境の改善等により、個体数が大幅に回復、生息箇所も増加し、内水面漁業被害や森林枯死を引き起こしている。

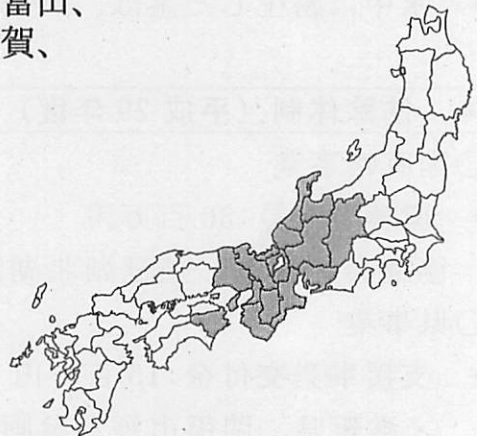
【保護管理に当たって考慮すべきカワウの特殊性】

- ・長距離を移動し、広い行動圏を持つため、都道府県を越えた広域での情報共有や管理が必要。
- ・その保護管理は、ねぐら・コロニーを拡散させないよう留意しつつ、その数や個体数を適切に管理していくことが必要。
- ・手法として、駆除や追い払いの他、ねぐらの除去や繁殖抑制等の効果的な対策を複合的に実施していくことが必要。

【カワウ広域協議会】

平成18年5月に、滋賀県を含む中部近畿の15府県の関係者及び関係省庁を構成員とする広域協議会を設立し、広域管理に向けた取組を推進。構成15府県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）

広域指針の作成、モニタリング調査情報の共有を行うほか、ねぐら除去や繁殖抑制技術など、より効果的な手法の確立に向けた情報共有などを推進。



中部近畿カワウ広域協議会

- H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
- H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
- H24.4 広域指針改訂

【技術的支援、研修の開催】

全国を対象とした環境省の技術的支援としては、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」の作成（H25.10）や、毎年最新の知見等を収集・整理したレポートを発行を通じて、都道府県に対するカワウの保護及び管理に関する技術的な情報提供を行うほか、カワウ保護管理の推進に向けた都道府県等行政担当者向けの研修会を開催している。